

報 告 第 8 号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

富士見市民文化会館キラリふじみ第1次舞台設備等改修工事（舞台照明設備工事）
変更請負契約の締結について

令和2年9月1日提出

富士見市長 星 野 光 弘

専 決 処 分 書

次のとおり工事変更請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 工 事 名 富士見市民文化会館キラリふじみ第1次舞台設備等改修工事
(舞台照明設備工事)
- 2 施 工 場 所 富士見市大字鶴馬地内
- 3 履 行 期 限 令和2年7月17日
- 4 請 負 金 額 337,700,000円
- 5 変更請負金額 344,454,000円
- 6 請 負 業 者 東京都千代田区神田須田町一丁目24番地
丸茂電機株式会社
代表取締役 丸 茂 正 俊

令和2年7月8日

富士見市長 星 野 光 弘 印